

# 茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会設置要綱

## 1 目的

建設業においては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、本協議会は、関係行政機関が緊密に連携して業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会を開催等し、自主的な取組を促進するとともに、その他の必要な支援を行うことを目的とする。

## 2 構成員

茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、以下に掲げる機関より出席する者をもってあてる。また、協議会に調整役を置く。

- (1) 国土交通省関東地方整備局
- (2) 茨城県土木部監理課及び検査指導課
- (3) 一般社団法人茨城県建設業協会
- (4) 茨城働き方改革推進支援センター
- (5) 茨城労働局

## 3 協議事項

本協議会における協議事項は次に掲げるものとする。

- (1) 建設業における働き方改革に関する各機関の取組について
- (2) 労働時間説明会の内容及び取組の進め方について
- (3) 建設業協会の自主的な取組に当たり行政からの必要な支援等について
- (4) その他必要な事項について

## 4 事務局及び調整役

本協議会の事務局及び調整役は次のとおりとする。

- (1) 事務局は茨城労働局労働基準部監督課に置き必要な事務を行う。
- (2) 調整役は上記2（3）にある者とし、2のうち行政機関の求めに応じて建設業協会における意見の集約等を行うものとする。行政機関は調整役を通じて必要な事項について情報提供等を行うものとする。

## 5 会議の開催

本協議会は必要に応じ、他の構成員と協議の上、茨城労働局労働基準部長が構成員の参集を求めて事務局が開催する。

## 6 その他

- (1) この要綱について令和元年10月29日から施行（令和4年9月13日改正）する。
- (2) この要綱に定めのない事項については必要に応じて構成員と協議の上定めることとする。